

雲雀ヶ丘自治・自主防災会会則

第1章 総則

第1条 (名称)

この会は、雲雀ヶ丘自治・自主防災会（以下、「本会」という。）と称する。

第2条 (事務所)

本会は、雲雀ヶ丘自治会館内（滋賀県大津市秋葉台11）に事務所を置く。

第3条 (区域・地区)

本会の区域は、旧雲雀ヶ丘町とし、大津市秋葉台6番から23番及び36番とする。

2 本会は、区域住民の相互の連絡を円滑にするため、次のとおり区域内に地区を設け、組を組織するものとする。

- (1) 地区は、区域内でおおよその区画が形成されている区画で分けるものとする。
- (2) 区画分けした地区内の10～30世帯程度で一つの組を組織するものとする。

第4条 (目的・活動)

本会は、地区住民の親睦を図るとともに、相互協力により民主的・文化的な町の建設に寄与することを目的とし、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 親睦、教育、健康の増進及び福利厚生の推進に関する事業
- (2) 防災、防犯及び交通事項防止等に関する事業
- (3) 回覧板の回付等による会員相互の連絡
- (4) 美化・清掃等による環境整備
- (5) 自治会館等財産の維持・管理
- (6) 関係行政機関及び富士見学区自治連合会との連絡調整
- (7) 高齢者の地域活動への参加推進及び青少年の健全な育成に関する事業
- (8) 地域の伝統的文化の継承と発展に資する事業
- (9) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

第5条 (会員資格)

本会の会員資格は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に定める区域・地区に住所を有する個人は、全て会員となることができ、正当な理由がない限り、加入を拒まない。
- (2) 本会の活動を賛助する法人又は団体等は、賛助会員となることができる。

第6条 (入会)

本会に加入しようとするものは、入会申込書を会長へ提出し、転入する世帯単位で入会金を支払うものとする。（入会金は「雲雀ヶ丘自治会 会費・手当・慶弔費規定」において別に

定める。)

第7条 (退会)

会員は、次のいずれかに該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域・地区に住所を有しなくなったとき。
- (2) 退会届を会長に提出したとき。
- (3) 会員の死亡、又は失踪宣言が発出されたときはその資格を喪失する。

2 世帯会員の全員が退会した場合、既に納入した会費は退会月を基準に、月単位で清算して返還する。

また、区域外に生活に移すことを理由として退会する世帯に対して餞別を贈る。入会金及びその他の抛出金品等の返還はしない。(餞別は「雲雀ヶ丘自治会 会費・手当・慶弔費規定」において別に定める。)

第8条 (休会)

第3条に定める区域・地区に住所を有しながら諸事情により、3ヶ月以上区域外に生活に移す会員は、休会届出書を会長へ提出することにより、本会を休会扱いとすることができる。

2 世帯会員の全員が休会する場合、休会期間中の会費は免除する。(休会の会費は「雲雀ヶ丘自治会 会費・手当・慶弔費規定」において別に定める。)

第9条 (会費)

本会の会費は、「雲雀ヶ丘自治会 会費・手当・慶弔費規定」において別に定める。

第3章 役員

第10条 (役員等)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、(2) 副会長 若干名、(3) 会計 1名、(4) 庶務 若干名、
- (5) 監事 2名、(6) 地区委員各地区 1名、(7) 組長各組 若干名、
- (8) 体育部長 1名、(9) 子ども会会長 1名、(10) 自治会館館長 1名、
- (11) 会議所所長 1名

2 役員は、本会の会員でなければならない。

3 監事は、前項1の(1)～(4)及び(6)～(11)の役員を兼ねることができない。

4 会長、副会長、会計、庶務の各役員(以下、「四役」という。)は他の四役を兼ねることができない。

5 役員は役員会を構成し、参加者はその都度会長が定める。

役員会の議事は出席する役員3分の2以上の承認をもって決する。

6 役員は、費用弁償として役員手当を支払う。(役員手当は「雲雀ヶ丘自治会 会費・手当・慶弔費規定」において別に定める。)

第12条 (役員職務)

1 会長は、本会の代表として、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長の補佐及び職務を分掌し、会長に事故があるときはその会務を行う。
- 3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 庶務は、議事録等の作成及び管理を行い、他の団体からの配布物等を各地区の地区委員等へ配付する。
- 5 監事は、次の業務を行う。
 - (1) 会計及び資産状況を監査すること。
 - (2) 四役の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産状況、並びに四役の業務執行状況の監査結果を総会に報告すること。
 - (4) 前項(3)の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を会長へ請求すること。
- 6 地区委員は、地区を代表して会長と連携する。
- 7 組長は、地区委員に協力し、会員の意見等を地区委員に連絡する。
- 8 体育部長及び子ども会会長は、各地区から選ばれた専門の世話係を代表として、各々の専門業務に携わる。
- 9 自治会館館長及び会議所所長は、自治会館運営規則により自治会館及び会議所の運営を管理する。
- 10 神社役員は、次のとおり構成し会長が代表となり運営を行う。
 - (1) 役員
氏子総代（以下、「総代」という。）1名、評議員5名、要員を5名程度とする。
 - (2) 運営
 - ① 総代は、神社行事及び諸事項の遂行にあたり会長と連携のうえ、業務にあたる。
 - ② 評議員は、総代の指示に従い運営に協力する。
 - ③ 祭礼等（神輿巡行）により国道警備等が発生した場合は、副会長が代表となり評議員5名、各地区から要員1名を選出し、10名体制で業務あたる。
 - (3) 選任・任期
 - ① 総代の選任は、前年度の四役及び評議員にて会員から選出する。任期は2年とするが、再任は妨げない。
 - ② 評議員の選任は、各地区から1名を選出する。任期は1年とするが、再任は妨げない。
 - ③ 総代が諸事情により業務ができなくなった場合は、四役及び評議員から選出し、残任期間を務めるものとする。

第13条（選任）

- 1 役員を選任するため、役員選任委員会を当年度の地区委員及び組長で構成する。
第1回の役員選任委員会は会長が12月上旬にこれを招集する。
- 2 翌年度の四役、並びに監事の選任は役員選任委員会が行い、総会の決議を以て成立する。
- 3 四役は、立候補、及び推薦によって会員から選出する。推薦の場合は役員選任委員会の開会前に本人の承諾を得るものとする。

- 4 監事は、役員選任委員会委員の中から互選により選出する。ただし、役員選任委員会委員の4分の3以上の賛同により、役員選任委員会委員以外から選出することができる。
- 5 役員を選任は毎年2月中に行い、その結果は速やかに書面にて会員に通知する。
- 6 四役は、一つの地区から2名以内の就任を原則とする。
- 7 地区委員の選任は、各地区に一任する。
- 8 組長の選任は、各組に一任する。
- 9 体育部長、雲雀ヶ丘子ども会会長、自治会館館長、会議所所長の役員は、役員会の推薦とする。
- 10 会員のうち、新年度の開始時点で80歳を超える者は役員就任を辞退することができる。

第14条（任期）

役員任期は次のとおりとする。

- (1) 毎年4月1日から翌年の通常総会終了時までとする。再任は妨げないが、連続の再任は2回までとする。
- (2) 役員に欠員が生じたときは、第13条の定めにより選任し、任期は前任者の残任期間とする。ただし、第13条第2項に記す「翌年度」は「当年度」と読み替えて準用する。

第4章 総会

第15条（総会）

本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第16条（総会の構成）

総会は、個人会員をもって構成する。

第17条（総会の権能）

総会は、この会則の別に定めるもののほか、次のことを決議する。

- (1) 予算・事業計画の決定
- (2) 決算・事業報告の承認
- (3) 規定改正
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項
- (5) 前項(4)に関し、緊急に決定する必要があると認められる場合は、第28条で定める役員会で決定することができる。決定については、会長は次の総会で報告し、その承認を得なければならない。

第18条（総会の開催）

通常総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示し、請求があったとき。
- (3) 第12条5(4)の定めにより、監事から開催の請求があったとき。

第19条（総会の招集）

総会は、会長が招集する。

2 会長は、第18条(2)、(3)の定めにより請求があったときは、その請求日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会を招集するとき、開会の5日前までに書面で会議の目的たる事項、内容、日時、及び場所を記し、会員に通知しなければならない。

第20条（議長）

会長は、総会に出席した会員の中から総会の議長を選出し、それを定める。

第21条（総会の定足数）

総会は、個人会員の過半数（委任状を含む）が出席しなければ成立しない。

第22条（総会の議決）

総会の議事は、この会則とは別に定めがあるもののほかは、出席した個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第23条（会員の決議権）

会員の表決権は、平等とする。ただし、賛助会員は表決権を持たない。

第24条（総会の書面表決等）

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電磁的方法により表決することができる。また、総会に出席する会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の表決により、第21条に定める総会の定足数に加え、第22条に定める議決の可否にも加えるものとする。

第25条（総会の議事録）

総会の議事を次の事項で議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会開会時の会員数及び出席者数（第24条に定める表決者及び表決委任者数を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過、概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人（2人以上）が署名及び押印をしなければならない。

第5章 役員会

第26条（役員会の構成）

役員会は、第10条1の会長、副会長、会計、庶務、地区委員各地区、組長各組、体育部長、雲雀ヶ丘子ども会会長の役員をもって構成する。

第27条（役員会の機能）

役員会は、この会則の別に定めるもののほか、次のことを決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で決議した執行に関する事項
- (3) その他、総会の決議を要さない会務の執行に関する事項

第28条（役員会の招集等）

役員会は会長が必要と認めるときに招集する。

2 会長は、役員会を招集するとき、会議の日時、場所及び審議事項を記した書面により、少なくとも3日前までに第26条に定める役員に通知しなければならない。ただし、緊急に役員会を開会する必要があると認めるときは、この限りではない。

3 会長は、第26条に定める役員の2分の1以上から会議の目的である事項を記した書面により請求があったときは、その請求日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

第29条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長がこれに当たる。

第30条（役員会の定足数等）

役員会の定足数は、第21条、第22条、第23条及び第24条の定めに記す「総会」は「役員会」、「会員」は「役員」と読み替え準用する。

第6章 資産及び会計

第31条（資産の構成）

本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費（「雲雀ヶ丘自治会 会費・手当・慶弔費規定」において別に定める。）
- (3) 寄付金品
- (4) 活動に伴う収入
- (5) その他の収入

第32条（資産の管理）

資産は、役員会の議決に基づき会長がこれを管理する。

第33条（資産の処分）

第31条（1）に定める資産のうち、別に総会において定めるものを処分又は担保に供する場合には総会の決議を要する。

第34条（経費の支弁）

本会の経費は、資産をもって支弁する。その際、単価と数量等の内訳がわかる領収書（レシート）を添付する。

第35条（予算及び決算）

本会の収支予算は、総会の決議により定め、収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに監事の会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 新年度前に予算が成立しないときは、成立する日まで旧年度予算を基準として収支すること

ができる。

3 前項2による収支は新たに成立した予算に基づくものとみなす。

第36条（事業年度及び会計年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。また、本会の会計年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

第37条（自治会館・会議所）

自治会館及び会議所の運営は、総会において定められた自治会館運営規則に従って行う。

2 自治会館及び会議所の利用に関する費用は、自治会館運営規則に定める。

第7章 会則の変更及び解散

第38条（会則の変更）

この会則は、総会に出席する個人会員の4分の3以上の同意及び大津市長の認可を受けなければ変更することができない。

第39条（解散）

本会は、地方自治法第260条の20（認可地縁団体関係）の規定により解散する。

2 総会の決議に基づき解散するときは、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

第40条（残余財産の処分）

解散のときに存する残余財産は、総会において総会員の過半数の決議を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付することができる。

第8章 雑則

第41条（備え付け帳簿及び書類）

本会の事務所には、会則、会員名簿、許可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録、その他資産の状況を記す書類、並びに必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

第42条（委任）

この会則の施行に関し必要な事項は、総会の決議を経て役員会が別に定める。

第43条（事業活動に関する規則等）

本会では、第4条に定める事業を行うため、規則を別途定める。

付則 この会則は、令和6年4月8日から施行する。

改正の記録

昭和50年（1975）4月1日 制定・施行

昭和62年（1987）3月28日 一部改正（現15条）

（注 第13条 自治会館運営は自治会館管理運営規則に従って行う）

昭和62年（1987）8月2日 大幅改正・同年10月1日から施行
（注 第3条、第4条2項、第7条2項、8項、第8条1項を改正）

平成2年（1990）4月14日 一部改正（第8条）翌日から施行
（注 第8条7項 役員の再任は、これを妨げない）

平成3年（1991）4月14日 一部改正（第14条）翌日から施行
（注 第14条（慶弔費金額の変更）

平成5年（1993）2月7日 一部改正（第8条）翌日から施行
（注 第8条2項 役員選任委員会委員の4分の3以上の賛同により役員選任委員会以外から1名に限り選出できる）
確認事項 但し、自治会活動振興のために運用するものであって、役員選任委員の就任回避など消極的に運用しないことを、選任委員会の申し合わせとする旨を付帯。

平成18年（2006）4月16日 一部改正（第6条）翌日から施行
（注 第6条 婦人部を女性部に名称変更）

平成22年（2010）4月11日 一部改正（第6条）翌日から施行
（注 第6条 役員等の中から、女性部長を削除）

平成23年（2011）4月10日 一部改正（第6条7項）翌日から施行
（注 第6条7項②③④ 神社役員構成記載）
但し、平成21年2月27日平成20年度拡大役員会に承認を得る）

平成25年（2013）4月10日 一部改正（第8条）翌日から施行
（注 第8条2項 役員選任委員会委員以外からの選出数変更）

平成26年（2014）4月1日 一部改正（第14条）翌日から施行
（注 第14条 慶弔費金額の変更）

平成27年（2015）4月10日 一部改正（第6条）翌日から施行
（注 第6条1項9 青少年育成部長を雲雀ヶ丘子供会会長に名称変更）

平成29年（2017）4月9日 一部改正（第14条）翌日から施行
（注 第14条3項 慶弔費申請の期限を追記）

平成30年（2018）4月8日 一部改正 翌日から施行
（注 第4条2項 事業所会員について追記、第9条2項 役員任期について追記、第13条2項追加）

平成31年（2019）4月7日 一部改正 翌日から施行

注1 第4条1項 世帯会員の役割を記載

注2 第6条1項 副会長及び庶務の人数を1名より若干名に変更

注3 第6条8項 役員への費用弁償について記載

注4 第8条2項 会計監査選任について

注5 第8条4項 ”2名の”より”2名以内の”実情に合わせて修正

注6 第7条2項 副会長の職務に”会長職務の分掌”を追記する

注7 第13条2項 （レシートでも可）より”でも可”を削除

注8 第14条1項 慶弔費金額の改定

令和2年（2020）4月18日 一部改正 翌日から施行

（注 第14条 4項を追加 対象者を記載）

令和3年（2021）4月18日 一部改正 翌日から施行

注1 第6条1項 役員に自治会館館長および会議所所長を記載

注2 第6条8項 自治会館館長および会議所所長の役員手当を記載

注3 第8条7項 注1の改定に伴い（8）から（11）に変更

注4 第12条（2）原則として年間6,000円とするより“原則として”を削除

令和4年（2022）4月16日 一部改正 翌日から施行

（注 第6条8項 地区委員の役員手当を6,000円より10,000円に変更）

令和5年（2023）4月8日 一部改正 翌日から施行

注1 第4条、第5条、第6条、第10条、第12条、第14条、第16条の文中の所帯を世帯に変更

注2 第6条1項（9）子供会会長を子ども会会長へ変更、第8項（3）子供会会長を子ども会会長へ変更

令和6年（2024）4月7日 認可地縁団体への変更に伴い抜本的に改正 翌日から施行